

第2回生活環境保全のための新たな対応策検討会議 会議録

日時：令和4年5月31日（火）

◆会議出席者

<委員>

座長 砂田 英司	山梨県環境・エネルギー部 次長
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授
大久保 勝徳	一般社団法人 山梨県建設業協会 専務理事
長倉 智弘	弁護士
野口 文香	韮崎市市民生活課 課長
平松 晋也	信州大学学術研究院農学系 教授
藤田 正実	公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 適正処理対策部長
水谷 三重子	農業従事者
山本 新二	山梨県砂利組合連合会 事務局長
若生 直志	山梨大学生命環境学部 助教

（敬称略、座長以下50音順）

<事務局>

環境・エネルギー部 大気水質保全課

◆次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 廃棄物等に係る対象物の絞り込みについて
 - (2) 土砂の取り扱いと規制の状況
- 4 閉 会

◆資料

- 資料1：廃棄物等に係る対象物の絞り込み
- 資料2：盛土総点検について
- 資料3：県内の土砂の発生・活用・処分の現状
- 資料4：土砂条例について
- 資料5：土地利用等に係る規制について
- 資料6：宅地造成等規制法の一部を改正する法律案の概要について
- 資料7：資源有効利用促進法について
- 資料8：危険な盛土の代執行に係る支援制度について
- 資料9：ご意見を伺いたい内容

◆参考資料

- 参考資料1：生活環境保全のための新たな対応策検討会議開催要綱
- 参考資料2：委員名簿

◆内容

1 開 会

(司会)

定刻となりましたので、ただ今より、第2回「生活環境保全のための新たな対応策検討会議」を開催いたします。

私は本日の進行を務めさせていただきます大気水質保全課総括課長補佐の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、対面とウェブのハイブリッドの会議形式とさせていただきます。

会場に出席された委員の皆様におきましては、マイクをとおして、御発言いただき、発言後はマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

また、オンラインで御参加の委員の皆様方におかれましては、ハウリング防止のため、御発言する場合以外は、マイクをミュートにさせていただきますよう併せてお願いいたします。

なお、本日、参加を予定されておりました水谷委員ですが、急遽ウェブでの参加に切り替わりましたので、御承知おきをお願いいたします。

2 あいさつ

(司会)

検討会議の開会にあたりまして、環境・エネルギー部 次長の砂田より、御挨拶を申し上げます。

(座長)

環境・エネルギー部の砂田でございます。第2回「生活環境保全のための新たな対応策検討会議」の開会にあたりまして、一言だけ御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃から本県の環境保全行政に多大なる御理解、御協力いただきまして誠にありがとうございます。

前回の検討会におきましては、本県で発生した3件の事案を紹介させていただきました。これと同様な事案に発展する可能性があるものについて、洗い出しを行い、洗い出しの考え方などを説明させていただきました。

その中で土砂に関して、国の方にも動きがありました。宅造法の改正、公布がされまして、現在、基準や運用に向けての話し合いが行われています。これについても我々は注視していかなければならないところでございます。

本日の第2回の検討会ですが、廃棄物については、改めて対象物の絞り込みをしまして、土砂については、先ほどの状況もあり、現在の法の取り扱い、規制の状況などを中心に説明させていただきます。議論を深めて参りたいと思います。

委員の皆様におかれましては、それぞれの立場から忌憚のない御意見をいただきまして、今後の検討の参考にさせていただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

続きまして、議事に入ります前に、会議、会議録、並びに会議資料の公開等について申し上げます。

本日の会議は、事前に御案内いたしましたとおり、公開とさせていただきます。

会議録につきましては、委員の皆様方に御確認をいただいた後に、公表することを予定しております。

本日の資料は事前に配付させていただいておりますが、次第、資料1から9、参考資料の1と2となります。

こちらにつきましても、検討会終了後に公開することとしておりますので、御承知おきください。

本検討会議の座長につきましては、要綱の第4条第2項の規定により、環境・エネルギー一部次長があたることとなっております。

それでは次長をお願いいたします。

3 議 事

(座長)

本検討会議は、土砂や廃棄物等に係る生活環境保全のための新たな対応策の参考とするため、委員の皆様から、御意見を伺うことを目的として開催されるものでございます。

検討会議としての意見のとりまとめや提言などを行いませんが、委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただけますよう御協力をお願いいたします。

本日の議題の進め方ですが、まず、議題1の廃棄物について事務局から説明いただいた後、委員の皆様にご意見を伺いたいと考えております。

その後、同様に議題2の土砂についても進めたいと考えております。

それでは、議題1に入ります。時間も限られておりますので、事務局は端的に、全体で20分以内で、説明をお願いします。

(事務局)

大気水質保全課長の中川と申します。

事務局の方から資料1につきまして、御説明させていただきます。よろしく申し上げます。

それでは資料の1ページを御覧ください。対象物の絞り込みの流れとしましては、発生段階に着目し、廃棄物等と使用済み物品に分け、それぞれ、どの段階で保管されるのかを整理し、対象物ごとに、どの段階の保管で、重大事案化するおそれがあるのかを、取り扱い状況と規制や運用の状況から整理し、対象物の絞り込みを行いたいと考えております。

2ページを御覧ください。前回の会議では、洗い出しの観点として、多量に発生する廃棄物と、有価物か廃棄物かの判断が難しいものとの、2つの観点から、13種類の対象物をリストアップしました。

このうち堆肥原料と木くずチップは、多量に発生する廃棄物を処理したものであり、タイヤや金属製品などの製品として使用を終了したものと区分できます。

従いまして、出発が廃棄物であったものと、廃棄物には該当しない使用済み物品とに分けて、検討を進めて参りたいと思っております。

3ページを御覧ください。廃棄物等については、工場等で多量に発生し、排出事業者が、自ら管理する資材置場等に移動して、保管するケースで、重大事案化するおそれがあります。

前回の会議で事例として挙げた砂利洗浄汚泥の不法投棄が該当します。

さらに、多量に発生した廃棄物を処理業者が処理した処理物について、処理場とは異なる

る管理地に移動し、保管するケースと、処理物を引き取った利用者等が、利用等の過程で保管するケースがあります。

これらの保管において、利用が進まないなどにより、行き先がなくなり停滞し、有価物主張されると、廃棄物認定が困難で、重大事案化します。

前回、御説明させていただきました硫化水素の発生による生活環境保全上の支障を除去するために、行政代執行を行った堆肥原料の大量保管事案が、これに該当します。

このことを踏まえ、多量に発生する廃棄物毎に、取り扱い状況や、規制、運用状況を整理することといたしました。

4 ページを御覧ください。砂利洗浄汚泥などの無機性汚泥ですが、本県では、年間約50万トンが発生し、脱水等されて、約10分1まで減量化され、年約5万トンが廃棄物として搬出されます。

脱水汚泥の多くは、造粒固化等されて、再生土などの資材として、建設現場で利用されます。

しかし、今回の事案の砂利洗浄汚泥のように、排出者自らにより、移動、保管されても、それを早期に見出す仕組みがないことや、再生土の利用を促進する仕組みが十分でないことから、不法投棄という重大事案を引き起こしました。

次に5 ページを御覧ください。下水道汚泥などの有機性汚泥ですが、本県では、年間約37万トンが発生し、脱水などによる減量化で、年約4万トンが排出されます。

有機物は、腐敗等が起こるため、発生段階での保管は難しく、長期保管には繋がらず、発生後直ちに、廃棄物処理業者に委託され、処理されます。

また、廃棄物処理法以外にも、下水道法による規制があるため、排出者段階で問題事案化するおそれは低いと言えます。

しかし、堆肥化の処理により堆肥原料となったものは、廃棄物処理法の規制の対象外となり、処理業者による処理が行われた後は、その移動や、保管を把握する仕組み、利用を促進する仕組みが十分でなく、重大事案化するおそれがあります。

6 ページを御覧ください。家畜ふん尿ですが、本県では、年約19万トンが発生します。

家畜ふん尿は廃棄物ですが、適正に処理、保管、需給のマッチングが図られれば、堆肥として有効に利用することが可能です。

農水省が所管する家畜排泄物法により、畜産農家には、処理や保管に係る基準の遵守を義務付ける一方で、堆肥として利用できるまで、県が関与し、適正管理される仕組みが整えられています。実際、県の農政部は、巡回指導を行い、管理状況を確認しております。

さらに、家畜ふん尿が処理された堆肥について、県が利用促進計画を作成し、牧草地への施肥など、畜産農家が利用できない堆肥は、県内の果樹農家が利用できるよう、需給のマッチングが行われております。

このように、発生から利用までの切れ目ない規制と、施策的な利用により、重大事案化するおそれは、極めて低い状況です。

7 ページを御覧ください。動植物性残渣は、年2.8万トンが発生します。

腐敗等することから、長期保管には適さない上、排出者には、廃棄物処理法以外にも、食品リサイクル法が適用され、発生抑制や、再生利用に向けた取り組みが行われておりますが、中間処理された後の堆肥や堆肥原料の利活用においては、先ほどの有機性汚泥と同様の問題があります。

次に8 ページを御覧ください。木くずですが、本県での発生量は、年9.8万トンです。

排出事業者による資材置場での保管は、廃棄物処理法に基づき、建設廃棄物の事業場外保管場所として33か所の届出があり、発生段階での保管は把握できる制度があります。

また、建設リサイクル法に基づき分別、解体が行われることで、適正処理に繋がって

ます。

木くずの多くは、破碎処理され、チップとして、燃料や堆肥原料として出荷されますが、チップは、燃料等の需要変動により保管が長期化することがあり、発酵が進み、火災が発生したりするなど、重大事案化するおそれがあります。

9 ページを御覧ください。がれき類ですが、解体などにより、年55万トンが発生します。

木くず同様、排出事業者による資材置場での保管について届出義務があるほか、建設リサイクル法により、発生段階では、分別、解体などの義務、再生段階では、公共事業での率先利用が行われております。

このように発生から利用まで、切れ目ない規制と、処理物である再生砕石の施策的利用が図られることにより、重大事案化するおそれは極めて低い状況です。

次に10 ページを御覧ください。ガラスくず、陶磁器くず、コンクリートくずですが、県内では、年8.3万トンが発生しております。

がれき類と異なり、性状が単一でないこと、処理物の利用が進まないことなどから、破碎した処理物は、建設資材としての市場性が乏しく、保管が長期化して重大事案化するおそれがあります。

次に11 ページを御覧ください。廃プラスチック類ですが、年5.3万トンが発生しております。

プラスチック資源循環促進法が施行されたことで、排出抑制、再資源化がより一層進むと期待できますが、処理物である燃料や、再生原料は、過去に、外国政府の施策により、輸出できなくなったことで、大量に保管され、問題となった事例もあります。

12 ページを御覧ください。使用済み物品についてであります。

金属製品などの一部の使用済み物品は、廃棄物とは異なり、製品を使用していた方が要らなくなった後も、それ自体に価値があるため、お金を出してそれを引き取っても、選別して同一性状の物をまとめることにより、さらに価値が高まり、売却益を生み出すことができます。

いわゆるスクラップ業者とか、ヤード業者と呼ばれる業者が、町中に集積場を設置し、金属くずなどを集積して事業を営んでおります。

13 ページを御覧ください。集積された使用済み物品は、ヤードで選別され、場合によっては運搬の効率を上げるために破碎等され、大型トレーラーなどに積み込まれ、湾岸のヤードに集積され、輸出されていきます。

使用済み物品であっても、価値があり、有価で取引されることから廃棄物には該当しませんから、廃棄物処理法の規制を受けません。

ただし、モーターで動く一部の使用済み電化製品等については、たとえ、有価物であっても、適切に保管等されない場合、発火したりして生活環境保全上の支障を引き起こすことがあるため、廃棄物処理法で、その保管や処分を行う場所については、事前の届出が義務付けられていたり、保管基準などの基準を守って保管しなければならないことが義務付けられております。

しかし、それ以外の使用済み物品は、そのような規制を受けることがないため、輸出が滞るなどして、大量保管され、その間に適切な保管が行われないことにより、火災や、祖族昆虫などの発生による生活環境保全上の支障が生ずることや、生じたとしても、それを規制する仕組みもないため、一旦、問題が起こると、長期化したりします。

14 ページを御覧ください。説明しましたものにつきまして、状況を一覧表にまとめさせていただきました。

まず、廃棄物等ですが、多量に排出される8種類の廃棄物について取り扱い状況や、規

制について確認した結果、家畜ふん尿とがれき類を除く6種類の廃棄物は、排出事業者による事業場外への移動や保管において、また、中間処理業者や利活用者等による中間処理物の移動や保管において、重大事案化するおそれがあることがわかりました。

観点として、排出事業者による移動や保管行為は、把握が難しいこと、中間処理業者により、一旦、処理されたものは、有価物主張されると廃棄物認定が困難であることから重大事案化するといったことが明らかとなりました。

一方、使用済み物品については、使用済みタイヤ、使用済みプラスチック製品、使用済み金属製品が、回収業者により集積され、保管されることにより、重大事案化するおそれがあるものの、保管等の基準はなく、指導が困難であることや、保管に伴う劣化が生じ価値が低下するようなことがあっても、廃棄物認定が困難であることが、重大事案化に繋がっていることがわかりました。

以上、資料1説明を終わらせていただきます。

続きまして、資料が飛んで恐縮ですが、資料9を御覧ください。

委員の皆様方に、本日主に御意見をいただきたい点としまして、1. 対象物の絞り込みにおいてお示しさせていただきました重大事案化のおそれの観点について、検討は妥当であるか、その他に検討すべき点があるかということ、一つ飛んで、3. 次回以降、課題を整理し、対応策の検討に進んで参りますが、その検討に際し、特に留意すべき点などについて、御意見を頂けますようお願いいたします。

主な意見をいただきたい点として2点、お願いをさせていただいて、説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

(座長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局から、前回会議で重大事案化の可能性の観点から洗い出した廃棄物等について、取り扱い状況、規制等の状況から絞り込みを行った結果の説明がありました。

これから質問に移りたいと思います。ウェブ参加の方と会場の方を二つに分けていきたいと思います。

まず、会場に出席されている委員の方から質問をお伺いしたいと思います。

それでは、会場の委員の方の中で御質問ある方がおりましたら、挙手、合図をお願いいたします。ではよろしく申し上げます。

(委員)

まず、少しわからなかったことがあるのですが、特に資料1の中で、重大事案化するおそれがあるという文言が多く出てきます。

中川課長の説明の中で、所々、火災などの重大事案化するおそれがあるということですが、その他のところに関しても重大事案化は一体どんな事案なのかということがわかりにくいので、何々などの重大事案化する事例という形で入れた方が、後々理解が進むのではないかと思います。

専門家でしたら、別に問題ないかもしれませんが、今ひとつわかりにくかったので、その辺りの配慮をお願いできたらと思います。

私は専門家ではないということもあり、こういったものがあるというのが、勉強になり、大変わかりました。

それぞれの対象物に分けて説明され、また、よくまとめられています、その次のステップ、こういう対象物があるが、それでどうなるのだろうかということが、見えないと思います。

素人的にこういうことを書かれたらいいと思ったのが、それぞれの対象物、ふん尿やがれきなど、過去の事例を見て、どんな使われ方をしているか。

これらの事項を整理したら、問題点がもっと鮮明に見えてくるのではないかと思います。

例えば、熱海の事例は、土砂だけではなくて、がれきとか廃材とか、確か電化製品とか、とんでもないものが沢山入っていたので、その辺を調査していただいて、こういったとんでもない使われ方がされているという状況を整理したらいいのかなと思います。

ひとまず、私からの意見は以上です。

(座長)

ありがとうございました。事務局から何かありますか。

(事務局)

貴重な御意見ありがとうございました。

皆さんに御理解いただくために、説明が不足している部分がよくわかりました。

次の検討会議が課題の整理ということになりますので、その時に、今、委員の先生から御指摘いただいた点を踏まえて、わかりやすい資料の作成に努めまして、課題の整理について検討が進むような形で、準備をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(座長)

続きまして、会場の方で御質問がおありの方、いらっしゃいますでしょうか。

(委員)

いろいろな内容があり、なかなか一度目を通しただけでは難しいのですが、砂利の関係で話をさせていただきます。

特に、言葉の定義が大事というわけではありませんが、砂利の関係では、無機性汚泥というのが、ここに出ているわけですが、産業廃棄物の中の一つに汚泥が入っている関係で、無機性汚泥が産業廃棄物の対象になっているかと思っています。

しかし、以前申し上げましたように、砂利プラントで出る脱水ケーキ、洗浄残土というのは、一般的に考えて特に毒性のあるものが含まれているということではないので、これは有毒な廃棄物とは違うものであり、そもそも廃棄物ではないということを確認しておきつつ、話をさせていただきたいと思います。

とは言いまして、現実的には生産の段階で洗浄残土というものが必ず出ますので、この使い道をこれから考えていかなければならないと思います。

今、御質問があったことに対する直接の回答ではないのですが、今まで洗浄残土の対策として大きな障害となっていたことが、使い道と処理費用だと思います。

使い道としては、前回申し上げましたが、陸砂利を採取した後の埋め戻し材、埋め土、盛土、それから植生基盤材等で販売利用してきました。

ただし、そこでの需要量がどうであったかという問題はあります。

また、処理費用については、廃棄となると中間処理業者、あるいは最終処分場への搬入ということになりますが、これには莫大な費用がかかるということが一番大きな問題だと思います。

ですので、今後この問題を考えていくためには、そういった問題を克服していかなければならないと思います。

使い道という観点から考えると、今までの使い方をさらに拡大していくというやり方も

ありますが、新しい使い道というものも考えていかなければならないと思います。

例えば、再生材やRCと洗浄残土をミックスして使うとか、あるいはセメントとミックスして使うといった新しい道を考案していくことが必要であると思います。

ただし、新しいものをつくるためには研究が必要で、研究には時間とお金がかかります。いろいろと補助制度があるのかもしれませんが、先程の資料の中で、問題性が低いものについては、積極的に公共事業への利用ができれば、かなりの問題も解決できるのではないかという気がしています。

ですので、研究していく段階で、県の協力をいただきまして、できれば県主導でやっていただければ、ありがたいなと考えております。

これまで業者でも試行錯誤しながら使い道の提案もしてきたようですが、なかなか打開策は得られなかったようです。

したがって、この問題につきましては、許認可主権者である県、自治体、国に研究をお願いするなどお力添えをいただきたいと思います。

個人的な考えですが、以上です。

(座長)

ありがとうございました。今後、参考にさせていただきたいと思います。

質問、意見、どちらでも構いませんので、会場の委員さんの方で質問、意見がある方、まとめてお受けします。いかがでしょうか。

(委員)

廃棄物ということで、今いろいろとまとめられている中で、少し気になったのが発生量について、重量ベースでまとめられているところです。

重大化する事案という中で、大きく考えると容積ベースで問題になってくることもあるので、単位体積重量を勘案した容積も併記していただいて、検討されてはいかがかというのが一つあります。

それによって、例えば、動植物性残渣というのは少ない。

木くずも9.8万トンだから、がれき類の55万トンに比べると、少ないように見えますが、9.8万トンは単位体積重量を勘案すると、意外とボリューム的には同じか上回る可能性もあり得えます。

体積の問題からすれば、非常に重大化するということもあるので、容積併記ということをご提案させていただきます。

それから、少し気になったのは、使用済みタイヤというのは、使用済みの物品に位置付けられていますが、全般的にそう考えていいのだろうかと思います。

廃タイヤが不法投棄されている現場が結構ありますが、廃棄物ではないかと我々は一方的に考えていたものですから、使用済み物品という位置付けが、適切なのかというところが、少し気になりました。

ただし、そういうものを含めてヤード等で扱われているということが現状ですから、その辺も含めて使用済み物品については、保管の基準はないものの、発生量と、輸出する、または、製品として回すなど、そういったものの物流や物質収支も含めた把握が必要であり、ヤードであれば、ヤードの規制条例による規制を行われている自治体さんもありますので、その辺も御検討されてはいかがかと考えています。

14ページの廃棄物の絞り込みの整理表の中では、やはり排出事業者による行為については把握が困難であるということですが、そういったものが多量排出事業者という枠組みの中で、確認ができるのではないかなと思います。

全国的にそのようになっていないとしても、山梨県としてはこう考えますという形で整理をしていくというのも一つの方法かと思えます。

少量を扱っているところは、そんなに問題ならないでしょうから、やはり多くの量を扱っているところを対象にしていくというのが、一つの方法であると考えました。

それから、偽装有価物も含めてですが、有価物として主張されたときに、なかなか把握や認定が難しいということについては、やはり先ほどの使用済み製品と同じで、入と出の物質収支を必ず取るようにする。ちゃんと出ていっていないから、どんどんたまるのでしよう。だから、これはもう廃棄物になるのではないですか、不法投棄になるのではないですか、というような形で攻めていくということも必要なのではないかと感じました。

今、廃棄物ごとにまとめられているのは、非常にわかりやすいのですが、建設系の廃棄物で建設混合廃棄物というように位置付けられるようにいろいろなものが混ざったものが一番厄介で、どうにも処理できなくなり、それが山積みになっていくという事例を、今まで、沢山見させていただいています。

ですから、単体であれば再生利用とかそういう可能性があるのですが、いろいろと整理をすれば、片付いていくのかもしれませんが、混合してしまうと、処理業者さんの中には、混合廃棄物を適正に分別しますという業者さんもいらっしゃいますが、手間や費用がかかるということで、なかなかそういう方に回らなくて、実際問題として不法投棄に繋がるというようなことがあります。重大事案という意味では、不法投棄、不適正処理という形になりますので、そういったところの整理を今回考えていただければと思います。

最後に、家畜ふん尿は対象の中では、問題ないのではないかとということで整理をされていますが、実は私どもが扱った事案で営農を中心にやられていて、いろいろ指導されていたが、なかなかうまくいかなかった。山梨県の方では上手くいっているのかもしれませんが。

事業者が急に廃業してしまった。廃業した時に、そこにあるものが、急に産業廃棄物に変わってしまった。その量が多ければ多いほど、どうにもならなくて、農政部局から環境部局に、案件が回ってくるというようなこともありますので、一概にこれは問題ないというふうな見方ではなくて、そうならないように県の行政部局の中でそれぞれ連携をとる。環境・エネルギー部と農政部局、残土であれば、県土整備部と環境・エネルギー部が連携をとって情報交換をしていくというのが大事だというふうに感じました。長くなりましたが、以上です。

(座長)

貴重な御意見ありがとうございました。

その他に廃棄物に関しての部分で質問、御意見をお受けしたいと思えます。

では、お願いいたします。

(委員)

資料1で重大事案化が出ていまして、いろいろな産業廃棄物の処理によって、細かく発生から最終的に利用という流れが出てきて、その都度、発生量、量的な数字も出ているのですが、とにかく種類が多いです。

この中で現時点で種類ごとの排出量、再利用とか、あるいは再利用されていない、また、どのくらいあるのかなど。

個々のものに対して重大事案化というのが、火災とか悪臭とか、崩れるとか。

そういったものを一覧表にしてどこが問題かということを目在化させれば議論になるのかというふうには感じます。

県の方で言えば建設材のリサイクル法、リサイクル計画というものをを出していきまして、私の手元に今2016年版しかないのですが、それぞれ数字が出ています。

この前、お話をさせていただきましたが、例えば、コンクリートのがれきやアスファルトの廃材などを99%処理します。または処理していますなど。

そういったことが明示されているので、再利用に関して何が低いのか、今後、何を検討していけばいいのかというのが少しわかるのですが、今聞いていると、確かに排出量が多いものは多いのですが、実際、99%利用されているのであれば、そこまで議論上問題にならないと思います。

排出量は少ないが、なかなか再利用されていなくて、それが重大化するという例がある。

だから、ある程度絞り込むためにも、一覧表のようなものを考えていただければ、もう少し話がそこに集中できるのかなと感じました。以上です。

(座長)

ありがとうございました。

では、次の委員よろしくお願いします。

(委員)

先ほどの委員の質問に関連する話です。最初のところで対象物を廃棄物等と使用済み物品に区分したということになっているわけですが、この使用済み物品というのは、廃棄物とは別のものとして捉えるというのは、あまり私も聞いたことがないです。

実際、例えば、使用済み物品の中に先ほど使用済みタイヤのお話もありましたが、ここにある使用済みプラスチック製品と、廃プラスチック類というものが、どういう感じになるのか。

家電製品で家電リサイクル法の対象になるものは廃棄物の処理とは別のルートになるということはあるとは思いますが、しかし、そうでない家電について、実際には廃棄物として処理、廃棄物の中に入ってしまうものもあると思いますし、廃棄物と廃棄物等と使用済み物品が、はっきり分けられるものなのか。こういう分類の仕方でもいいのかという感じは受けました。

それから、13ページにも、規制運用状況のところに廃棄物処理法が書かれているわけで、そうすると、廃棄物等と使用済み物品がこのように分けて考えることが可能なのかと感じました。

細かい話ですが、木くず、がれき類、ガラスくず、陶磁器くず、コンクリートくずのところの資材置き場の届出数がどれも33か所になっていますが、これは同じ資材置き場ということで33か所届けられているということなのか。たまたま数値が一致しているということなのか、教えていただければと思います。以上です。

(座長)

事務局は答えられる部分を答えてください。

(事務局)

まず、最後に御質問がありました届出数の33か所ですが、これはすべて同じ箇所でございます。

建設廃棄物として発生しますがれき類や木くず、そういったものを置いておく、資材置き場がある。その数が33ということになります。

先ほど他の委員の方からもお話が出ましたが、使用済み物品と廃棄物、例えばプラスチ

ック類やタイヤなど。これらがどういう違いかということですが、タイヤ等は廃棄物として処理されていくものと、後は輸出用のタイヤということで、再利用される目的で集められるものがあります。

前者については、廃棄物処理法に則って廃棄物として処理されます。

後者については、買い取られるということで有価物になりますので、同じタイヤでも廃棄物とそうでないものという形で分けさせていただいております。

プラスチックについても、単一の素材で再生利用に繋がるもの、ペットボトル等、そういったものは集められて、ヤード業者さんも集めているところがあります。

物、性状等によって使用済み物品になったり、廃棄物として処理されなければならないという状況があるということで、このように書かせていただきました。

いただいた御意見を踏まえまして、また、わかりやすい資料の作成に努めて、次の会に近づけさせていただければと思います。ありがとうございます。

(座長)

会場にいらっしゃる委員の方には、御質問、御意見をすべてお伺いしたところだと思えますが、何か他にありませんでしょうか。

続きまして、ウェブ参加の委員に、廃棄物に関する御質問、御意見をお伺いしたいと思います。

画面上で挙手いただくか、Teamsの挙手機能をお使いいただいて、合図をお願いしたいと思います。

こちらで指名させていただきますので、ミュートを解除してお名前を述べてから御発言をお願いしたいと思います。では、お願いします。

(委員)

多くの方から既に御指摘がありますが、このように一覧的に、様々ながれきとかガラスくず等に分けてどのような問題があるのかということを示したということは、非常にわかりやすく、よかったです。

先ほど、他のお二人の委員から御指摘がありましたとおり、私としては最終的に廃棄物の処理において、どうしても事業者が命令などに従ってくれない場合には、実際そういう事案があったということですが、行政が代執行をしなければならない。

代執行をした場合、まず処理業者を雇う費用がかかります。

そして、そのあと費用は義務者に対して徴収ができることにはなっています。

しかし、義務者がそれを処理してくれるだけの金銭的な余力があるのであれば、大体、義務者が自分でやるはずで、それがなかなかできないから放置されている現状がある。

最終的には県民の税金でその支出をしますが、その代執行の費用は十分に徴収できないということが起こりうると思います。

そういった場合にやはり県民の理解を得るために、それぞれのがれきにしても、ガラスくずにしても、プラスチック類にしても、処理費用がどのくらいかかるのか。

ただ、これも一概には言えない話で、それは事案によっては、ものすごくたくさん廃棄物が積み上がっている場合もあるでしょうし、事案によっては少ない場合もあると思います。

先ほど御意見がありましたとおり、様々な種類のものが、混合されていて、一概には言えないという場合もあると思います。

ただ、一応示せるものとして、例えば、単位当たり、例えば、1キログラム当たり幾らが相場で、どのくらい処理費用がかかるものなのかなど。

あるいは、処理のあと、何か再利用できるなど、ある程度市場性があるものもあるかもしれませんが、もしもこれを代執行するとしたら、どのぐらいの費用がかかるものなのかということ。

そして、難しいと思いますが、標準的な現場、大体、目安として一つの違反について、何キロ、何立方メートルでも良いので、どのぐらい廃棄物が出てくるものであるのか。これは難しいかもしれませんが、少なくともその単位当たりの処理費用は、見積もりをとってもらえればできると思います。そのあたりも先ほど、御提案のあった一覧表に示していただくと、このぐらいの処理費用がかかるものですよというものをに入れておいていただくと、比較にとって役に立つかと思いました。以上です。

(座長)

ありがとうございました。

その他、ウェブ参加の委員の中で、御意見、御質問等ある方いらっしゃいますでしょうか。

(委員)

先ほどから会場の委員の方々から意見があったことの繰り返しではありますが、廃棄物か否か、廃棄物処理法のルートに乗せるのか否かということですが、例えば、タイヤについて先ほどからいろいろな御意見がありますが、環境省からの通知で廃タイヤについては、確か180日間放置されていたら、廃棄物として扱うこととなっています。

ここで言っている使用済み物品か廃棄物かというのは、その環境省の通知とは関係なく県独自で何か考えているのかどうなのかというのが、まず1点です。

仮に県独自で何かやるということでしたら、それはそれで良いと思いますが、この業界は県を超えて活動している業者の方もたくさんおられるかと思しますので、県内部で先ほど農政部局と環境部局の調整が必要だという話もありましたが、例えば、長野県ではこうなっているとか、県を越えて調整か何か情報とか、そういったこともあわせてケアといいますか、情報があるといいと思います。

国としてはこのように扱っています。長野県としてはこのように扱います。山梨県としてはこのように扱います。そういった整理ができればいいのではないかと思います。

(座長)

事務局からどうぞ。

(事務局)

先ほど、使用済み物品のところで、県としての考えが今後あるのかということですが、いろいろと今後検討していかなければならないのですが、使用済み物品というのは廃棄物ではないですが、しかし、廃棄物でないものであっても、大量に保管されることで、生活環境保全上の支障、例えば、積み方が乱雑な事業者さんもおりまして、苦情が寄せられたものであれば、例えば、こちらの方に崩れてきてしまいそうで怖いという苦情であるとか、音がうるさいとか。そうした苦情があるので、廃棄物でない廃棄物処理法の基準や規制が適用されない中で、廃棄物でない有価物であっても、何らかの生活環境保全上の支障が出て、それに対応する必要があるのであれば、ここの場で御検討を進めていただいて、どういった対応をとっていくのがいいのかということを考えていく必要があるということで、挙げさせていただいているところです。よろしくお願いたします。

(座長)

ウェブ参加の方で他に御質問、御意見等ありますでしょうか。

(委員)

よろしくお願いします。

先ほど事務局から御説明いただきまして、一つ一つの区分については非常にわかりやすい御説明をいただいて、理解を深めたところではあるのですが、一つ提案があります。

次回、これらに関して個々に課題の検討を行っていくと思いますが、個々の問題であるので一つ一つを比較検討する必要はないと思います。

だけれども、一つ一つを注視してみる分には、今の資料で問題ないですが、一覧でこれを整理した方が、課題が見えてきやすいと思います。

全体として課題を見極めていく中では、やはり一覧で整理をした方が見えやすくなると思われま。

やはり、発生量も別に一つ一つのものが違うので、量を比較して多い少ないということではなくて、大体、こういったものがどのくらいの量で、こういった流れでやっていくのか、保管場所がどうだとか、そういったところを他のものと優劣をつけるとか比較するというのではなくて、整理をして、見比べるということをした方が課題が見えやすいと思います。

加えて、委員さんの方からも出ていたと思いますが、説明を受けると言葉がわかりませんが、使用済みのプラスチックと廃プラスチックはどう違うのかということ。

説明をお伺いすれば、当然違いがわかりますし、それを区分して考えなければいけないということは当然わかるのですが、それを全部表にまとめて、これはこうだということ、説明を求めて聞くのではなくて、これはこういうものだ、これはこういうものだ、ということをおおらかじめ分かるようなものでまとめていただいた方が、表に出す時には、非常にわかりやすくなるのではないかと思います。

理解が浅い人が見た場合にわかりやすいかと思ひます。

専門的なところは、もちろん専門的なところで考えなければいけないとは思ひます。

だけれども、やはり資料としてオープンにした場合、よりわかりやすいものにした方が、いろいろな意味で一般の方への理解が進むと思ひます。

専門でない方に対しても理解が進んでいくのではないかと感じました。

(座長)

ありがとうございます。その他ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

本日、御参加いただいている委員の皆様から、貴重な意見、御質問等いただきました。

欠席しております委員の方から事前に御意見をいただいておりますので、ここで紹介させていただきます。

(事務局)

お二方の委員さんから意見をいただいておりますので、紹介をさせていただきます。

まず、御一方目でございます。

対象物について、取り扱い状況と規制状況から問題となる保管が整理されており、対象物の絞り込みについて、特に問題はない。

木くずや廃プラスチックについては、現在は燃料や原材料としての需要が多く、処理の過程で多量に保管されることは少ないが、需要の変動により保管状況は変わるため、対象物として検討することはよい。

使用済み物品に関しては、タイヤなどが集積されており、火災等が懸念される。対応策の検討が必要。

もう御一方より、意見をいただいております。

再生利用が進んでいるがれき類は除外する一方、石膏ボードのように一定の需要はあるものの、取扱いに注意が必要なものは対象としており、適切に絞り込みが行われている。

対象物に係る規制状況が整理されており、規制のないところで重大事案化するおそれがあるという観点は妥当。

使用済み物品が回収されるヤードは、他県でも規制が必要として条例化されている。実情に合わせた対応策が必要。

これらの御意見をいただいております。ありがとうございました。

(座長)

ありがとうございました。

それでは次の議題2に入りたいと思います。

土砂の関係ですが、引き続き事務局から端的に30分以内で説明をお願いします。

(事務局)

土砂に関して、まず、盛土の総点検から始めさせていただきます。

説明させていただきますのは、林政部森林整備課の竹下と申します。

森林整備課からは、昨年度に実施した盛土総点検と山梨県土砂の埋め立て等の規制に関する条例、通称土砂条例の内容について、御説明いたします。

まず、1の盛土総点検について、①を説明させていただきます。

初めに盛土総点検について御説明します。

本県では、昨年、令和3年7月3日に発生しました静岡県熱海市の土砂災害を受け、2回に分けて盛土の調査を実施しているところです。

熱海市の災害直後の7月9日から熱海市の災害箇所と同様の土砂災害警戒区域の上流部の盛土や大規模盛土造成地等、66箇所について、県独自に県内の盛土について、緊急点検を実施しました。

続いて、令和3年8月11日付けで国から盛土による災害防止に向けた総点検の依頼があり、緊急点検以外のエリアの盛土についても、点検を実施しました。

この2回にわたる点検で、県内189箇所の点検を実施したところです。

この二つの点検を合わせて盛土総点検と称しております。

次のスライドに盛土点検のイメージを示します。

点検箇所については、静岡県熱海市で発生した土砂災害のように、土砂災害警戒区域の上流部にある盛土及び山地災害危険地区等の集水区域、またはその区域内にある盛土を対象として、その条件に一致するものを林地開発許可や土砂条例等の許可、届出等から抽出を行いました。

各法令等の区分における点検箇所については、右の表のとおりとなっています。

なお、点検項目として盛土表面における隆起、陥没の有無、斜面下部における湧水の有無、表面排水路の目詰まり、損傷の有無、構造物のはらみ、損傷の有無等について、原則、現地調査により実施したところです。

続きまして、盛土総点検の結果についてです。点検箇所数189箇所のうち、問題がないと確認された箇所は175箇所、是正措置が必要な箇所が14箇所確認されました。

写真は点検の状況です。是正箇所が必要な盛土のうち10箇所については、無許可で行われていた盛土です。

これらの多くは、点検以前から土砂条例違反として指導を行っていた箇所となっております。

なお、是正指導が必要な箇所については、点検の結果、いずれも応急対策が必要な事案ではなかったものの条例で定める基準を満たしていないことから、事業者に対して復旧計画書を提出させ、土砂の全撤去、又は、条例に適した形状に成形するように是正指導による対応をしているところです。

続きまして、盛土総点検のまとめについて説明します。

点検の結果、各種法令、条例の許可を取得した盛土に問題は確認されませんでした。

なお、土砂条例対象箇所のうち、1箇所で排水施設の目詰まりを確認しましたが、是正指導により現在は対応済みとなっております。

また、是正処置が必要な盛土を14箇所確認しましたが、直ちに崩壊するおそれはなく、応急対策が必要な事案ではないため、是正指導により対応しており、指導に従わない業者については、条例に基づく措置命令を行い、強く指導を行っております。

なお、措置命令については、土砂条例の説明の際に説明いたします。

これらの条例違反案件が発生した理由といたしましては、違法な土砂の埋め立て等の行為は、人目を避けて山間地の奥地で行われることが多く、早期に確認することが困難であることが問題であると考えているところです。

そのため、今後の対策として不法投棄パトロール等との連携によるパトロール体制の強化、市町村の土砂条例を含む各種法令等に基づく許認可情報の共有、市町村と監視情報等の情報共有を検討しているところです。

森林整備課からは、以上です。

(事務局)

県土整備部技術管理課の加藤と申します。

資料ナンバー3の説明を行います。

県内の土砂の発生状況とそれらを利用している状況と合わせて、利用しきれず処分に至る現状について、報告数量が確定している平成30年度の例を参考にお話しさせていただきます。

まず、左下、1ページでございます。工事現場から発生する土砂のことを発生土と称しております。

現場から発生するものの大括りは、副産物という括りでございますが、代表格のアスファルトコンクリート塊、それから木材、鉄筋とコンクリートが一体となったもの。また、こういったものから鉄だけを抜き出したものである鉄くず。などがある中で、土砂につきましては、発生土と称して、現場で使用する土としての材料として捉えて利用現場で利用しきれないものについて、行き先を決めて他の工事現場での材料として利用することを調整していきます。

次のスライドお願いします。

こちらは県内における発生土量の発注区別の割合を示したものです。公共土木が全体の84.2%を占めるとともに、その中でも、県の工事のシェアが51.7%と県内の発生土の半分を県の公共工事が占める状況です。

ここで民間の土木工事のシェアが1.8%と極端に少なく、民間工事の新築増改築を含めても14.7%となっており、県との比較で県工事が発生させる量は、非常に多くなっています。

次のスライドお願いします。

このページは、発生土について、確認の意味で作成した内容になりますが、発生土やそ

の他副産物につきましては、建設工事に関わる資材の再資源化等に関する法律で再資源化をすることが原則とされております。

そして、具体的な手法として、工事発注案件ごとに、これらを一葉にまとめた様式の中で、再生資源有効利用計画書、あるいは、再生資源利用促進計画書というような書式を定めています。

そこで副産物に関わる情報を一葉に記述して、情報提供サービスのところに登録するなどして共有を図っております。

ここで平成30年度が確定版となりますが、やはり、土木建築工事の多くは着手から完成まで1年から長いもので3年という時間も要するため、案件の工事情報が確定するまでに一定の期間を必要とします。

そういった意味で、現時点での最新の確定版が、2018年版となっております。

次のスライドをお願いします。

こちらは、県内の発生土の処理において、現場で利用しきれずに他の工事現場で発生土を利用するために搬出を行った量を先ほどの発注区分ごとに表示しています。搬出総量を141万余立米として、その約8割が公共土木工事から搬出されていることがわかります。

次のスライドをお願いします。

こちらは県内の発生土量全体を左に、利用量全体を右に表したグラフとなっております。

発生も利用も公共土木が高いシェアを占めており、公共土木工事における発生土、再利用対策が重要であることがわかります。

次のスライドをお願いします。

公共工事の発生土の利用につきまして、さらにイメージを深めるために作成したページとなっております。

一般に道路の改良をイメージした時に左に示すような図になりまして、片流れの地形で赤色の部分を谷川の方に、水色の部分で埋め戻して、盛土をするなどして道路空間を作っていきます。

この際に、現場で発生した土が余ったり、あるいは、不足したりする関係で、他の工事現場と土の収支を調整していく必要が生じます。

現場内でまず利用する土の量が決まり、余った土の量を他の現場へ持って行って、他の現場の、いわゆるその水色の部分で利用していくイメージになっていきます。

調整時期等の問題がありますので、そういった場合にはストックヤードといいまして土を一旦仮置く場所などを設定し、運ぶ時期などを調整しながら、調整、利用を促進していきます。

次のスライドをお願いします。

このページでは公共土木の工事における再利用の状況を整理したものとなっております。

県工事における発生土の総量が137万立米ありまして、そのうち先ほど申し上げました現場内で使えている量が89万立米で、現場外へ搬出した量は48万立米というような数字がございます。

そして、現場外への搬出を決めたとするその48万立米、この中に最終的に埋め立てに向かう数量が含まれるわけではありますが、その判断の前に、他の工事現場で利用できる場所がないか調整し、結果18万立米、約13%が利用されています。これにより有効利用された総量を107万立米弱というふうにカウントできまして、約78%が利用されているというように返すことができます。

最終的には30万立米余り、約22%が最終の埋め立て地に回るといったような数字になってございます。

こういう事業を集めている中で、昨年12月総務省行政評価局の方から、熱海の案件

を受けてのことだと思いますが、建設残土対策に関する実態調査結果報告書が示されまして、その内容を見ますと、公共工事の発生土は厳格な管理下に置かれていることがわかる一方で、一定の数、発生土の搬出先を定めないケースがあることが報告されていました。

また、特に民間工事における搬出先指定の状況について、調査で把握できた民間工事55件のうち、搬出先が指定されていたのは2件。

3. 6%にとどまっており、発生土の再利用促進にはおよそ心もとない状況が浮き彫りにされました。

さらに、国土交通省が定める民間工事の適正な品質を確保するための指針、民間工事指針というのがございますが、建設発生土の扱いに関わる記述がないことで、基本的に建設資材として有効利用すべき発生土の扱いについて、公共工事と同様に扱われる必要があることについて、課題が示されています。

民間工事会社からは、処分場のリストに関わる情報提供や、搬出先に関わる情報を発注者に求められることはないとしているものもいるようですので、民間工事の発生土に関わる適正利用処分に発注者が責任を持って対処する必要があることが示されています。

最後9ページになりますが、民間工事の発生土の搬入状況を確認している事業者もその確認方法については、公共工事と異なっていて、非常にまちまちな状況があるそうです。

公共工事同様に、先ほど申し上げました再生資源利用促進計画書、それから、再生資源利用促進の実施書。こういった一葉に記述した情報の用紙をもって、この報告を義務付けるなど、発注者が搬出中、搬出後に確認できる仕組みを整備する必要性が示されておりました。

資料3は以上です。

(事務局)

資料4から森林整備課で説明させていただきます。

土砂条例について、山梨県土砂の埋め立て等の規制に関する条例、通称土砂条例について御説明します。

条例制定の背景としては、平成19年7月の条例制定当時、関東近県においては、土砂条例の制定をする動きがありました。

規制のない本県に建設残土等が搬入され、埋め立てが行われることが懸念されていたこと。また、当時は土砂の埋め立て等を包括的に規制する法律や条例がなく、国や県の指導監督が及ばない状況があるため、一定規模以上の土砂の埋め立て等を許可制とする規制条例を制定し、土砂の崩壊等の防止を図ることとしました。

条例の概要ですが、土砂の崩壊等を防止するため、県内において、3,000平米以上、かつ、高さが1メートルを超える土砂の埋め立て等を行おうとする者は、土砂の埋め立て等の用に供する土地の区域ごとに知事の許可を受けなければならないとした条例となっています。

なお、条例の埋め立て等には盛土だけでなく、下の図のとおり、埋め立てや一時堆積も含まれています。

続いて、その2です。

その体系について御説明いたします。左に手続きの流れについて記載しております。

詳細な説明は割愛いたしますが、先の説明のとおり、当該条例は恒久的な盛土だけではなく、一時的な堆積も条例の対象としており、また、許可後においても、盛土造成が完了するまで、適宜、県により確認を行うこととなっております。

また、右側に申請に必要な書類、許可の基準、土砂の埋め立て等を行う者の義務を記載しておりますが、盛土等の造成事業を行う場合は、その詳細な計画がわかるように、様々

な書類を添付した上で、許可の基準に照らし合わせて、構造上の基準に適合しつつ、完了及び埋め立て時に必要な防災措置が講じられていることを案件ごとに審査しているところです。

また、施工中についても、標識の掲示、土砂搬入の届出、土砂管理台帳の作成、6ヵ月ごとの定期報告、その他県が求める報告、立入検査時の対応を事業者に義務付けている条例となっています。

なお、無許可埋め立てや許可と異なる施工を行った業者に対しては、行政指導により、是正指導を行いますが、指導に従わない業者に対しては、条例に基づく措置命令を発出し、それにも応じない場合は、罰則規定が適用されることとなります。

次に③。続いて措置命令及び罰則規定について、説明いたします。

措置命令は土砂の崩壊等を防止するために緊急の必要があると認められるときに、許可を受けた者、または許可を受けずに、土砂の埋め立てを行った者に対し、当該土地の埋め立て等の停止及び土砂の崩壊等の防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずるものです。

これは許可を受けずに、土砂の埋め立て等を行った者、または措置命令に違反した者を対象に2年以下の懲役または100万円以下の罰金を課しております。

なお、この罰則は地方自治法第14条第3項で規定する条例に定めることのできる罰則の上限に設定されています。

続いて、他法令との兼ね合いについてです。

砂防法、軌道法、土地改良法、森林法等に基づき実施される公益事業については、許可、届出とも不要としています。

また、鉱業法、採石法、河川法、土地計画法等の他の法令または条例の規定による許可等の処分に関わる埋め立て等については、許可不要としておりますが、届出は必要とし、運用しているところです。

つまり、公共事業等は許可不要。民間事業においても規制法令の許認可を得ている場合は届出となっています。

また、許可に際して、必ず市長、村長の意見を聞くこととしております。

最後に許可状況についてです。平成20年1月の条例施行以降、これまで46件です。面積でいうと、115ヘクタールを新規に許可しておりますが、許可後に崩壊等が発生し、問題となった事例はありません。

以上、本条例による規制については、土砂の崩壊等の防止に十分な寄与をしていると考えているところです。

森林整備課からは以上です。

(事務局)

続いて、土地利用等に係る規制について、資料5により説明させていただきます。

まず、上段の表は、土地利用の区分に応じた規制で、国の盛土に関する検討会の資料から抜粋したものでございます。

土地利用は、都道府県が策定する土地利用基本計画に定めた、森林や農地などの五地域の区分に応じて規制されております。

表では、それぞれの土地利用の区分に適用される法律と規制対象を、一覧にしております。

続いて、下段の表をご覧ください。

都市計画法と本県宅地開発条例は、それぞれ、都市計画区域と、都市計画区域外における土地の形質変更について規制しております。本県土砂条例は、先ほど説明したとおり、

県全域を対象としております。

また、直接、盛土を規制しているわけではございませんが、土石の集積について、届出の対象としている市町村もあります。

続いて、裏面をご覧ください。

こちらは、災害防止の観点から、規制している法律をまとめております。河川法や、砂防法などでは、それぞれ定めた区域における行為を規制しております。

しかし、それぞれの法律や条例には、それぞれ固有の目的がありますので、盛土を行う区域や、規模によっては、規制対象とならないものが存在することから、次に説明いたしますように、先日、盛土規制法が、成立、公布されました。

以上でございます。

(事務局)

都市計画課の大野と申します。

資料6、1枚紙になります。

宅地造成及び特定盛土等規制法の一部を改正する法律案の概要について説明させていただきます。

この法律は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律案として、今年の3月に閣議決定、5月20日に国会で成立。5月27日に公布されたばかりであります。

このため、現時点で国から公表されている限られた情報での説明になりますが、よろしくをお願いします。

この法律の改正、背景、必要性ですが、令和3年4月の静岡県熱海市で大雨により、盛土が崩落し、土石流が発生、甚大な人的、物的被害が生じました。

一方、宅地の安全確保、森林機能の保全、農地の保全等を目的とした各法律により開発を規制していましたが、各法律の目的の限界等から盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在している状況がありました。

この制度上の課題を踏まえ、盛土による災害から国民の生命、身体を守るために、宅地造成等規制法を法律名、目的等も含めて抜本的に改正しました。

土地の用途に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとしております。

なお、この法律は国土交通省と農林水産省による共管法として、両省が緊密に連携して対応することになっております。

この法律の概要ですが、大きく4点ございます。

まず、一つ目。スキマのない規制です。

都道府県知事等が、宅地、森林、農地等の用途に関わらず、盛土等により、人家等に被害を及ぼし得る区域を規制区域として指定します。

規制区域内で行われる盛土等、一時的な堆積を含めて都道府県知事等の許可の対象にします。

二つ目。盛土等の安全性の確保です。

盛土等を行うエリアの地形、地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定します。

この許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、施工状況の定期報告、施工中の中間検査、工事完了時の完了検査を実施します。

三つ目。責任の所在の明確化です。

盛土等が行われた土地について、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することを明確化しております。

災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置命令をできることとします。

最後に四つ目。実効性のある罰則の措置です。

抑止力として十分機能するよう無許可行為や命令違反等に対する懲役刑、罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準に強化します。

以上が、宅地造成等規制法の一部を改正する法律案の概要になります。

(事務局)

続きまして、技術管理課でございます。

資源有効利用促進法につきまして、御説明させていただきます。

この資源有効利用促進法につきましては、いわゆるリサイクル法と称しまして、建設工事の副産物の捉え方や、この法律を受けた建設工事の資材の再資源化に関する法律、こちらがいわゆる建設リサイクル法と称しますが、その関係を御説明していく内容になっております。

次の資料をお願いします。

この資源有効利用促進法の中で建設工事の土砂、それからコンクリート、木材等は、指定副産物として、一番下段のところに区分されております。

次、をお願いします。

こちらは建設工事における事業者の判断基準となる事項というものを定めたものになりますが、平成12年に施行された建設工事に関わる資材の再資源化に関する法律でございます。

この中でコンクリート、アスファルト、木材等が指定され、一定規模以上の工事で受注者に対し分別、解体、再資源化を行うことが義務付けられております。

本県では、再資源化に関する法律施行細則を定めて、平成14年度から施行しているところです。

次に、5ページになります。

こちらでは指定4品目についてわかりやすく記載しております。

この再資源化や発生抑制に努めることとされている法律ですが、発生土につきましては、その他の建設資材に位置付けられておまして、別途建設リサイクルガイドラインの中で、具体的に発生量の縮減や材料としての有効利用、他の現場で使うことといった取り扱いが定められております。

次のスライドをお願いします。

本県におけるこの建設リサイクル法のトピックを列記しますと、このような状況がございまして、先ほど再生材という発言があったかと思いますが、平成4年で建設現場に発生するアスファルトコンクリート塊を材料とする、いわゆる再生クラッシャーランというものを、生産に結びつけてまして工事で利用しております。

最近では、その工事間利用の促進をさらに発展させるために、平成11年には発生土情報交換システムというものが、工事案件ごとに発生土の情報を登録し合っ、お互いに利用者と結びつけるシステムが稼働しております。

平成27年には、官民マッチングシステムと称しまして、別のシステムになりますが、公共事業では一般に利用が進んでいる一方、民間との有効利用が進んでいないということで、このような仕組みも導入され、現在に至っております。

次のスライド以降、8ページから11ページは、先ほどから出していましたが、どういった情報を様式に定めているのかという、様式そのものをわかりやすく添付させていただきました。

8 ページが、様式。再生資源利用計画書。その次、9 ページが記入例になってございます。

同じく10 ページが今度は利用促進計画書。11 ページが記入例。

この記入例にありますように、土の性状など利用に有用な詳細情報まで区分して記載することとしており、共有される情報が自身の現場で利用可能か即座に判断できるレベルの情報量の記入となっております。

また、搬出先情報が記載されることで、工事途中や工事完成後の発生土の処分状況が追える情報量となっております。さらに工事請負者には一定期間これらの情報を保管管理することが義務付けられております。

工事完了後一定期間は処分がどのように行われたのかわかる仕組みとなっております。12 ページをお願いします。

この資料は、去る3月28日に国で行われた盛土による災害防止のための関係府省連絡会幹事会で示された資料になります。

公共工事で従前から取り組んでいた再生資源有効利用促進計画書等の情報の扱いの記載内容の厳格化であるとか、工事間利用を促進するための方策としての発注段階での搬出を指定する取り組み、それから優良事例を紹介し合うなど、そういったことを今後やっていこうというような方向性が示されております。

それから先ほど指摘もあった民間工事の利用が進んでいないというところから、この公共工事で進めている仕組みを民間にも適用したらどうか。それから、工事会社の方で保管義務を現在、課していますが、その保管期間の延長をしたらどうかなど。そういったことが国で話し合われているような状況でございます。

合わせて13 ページも御覧いただきながら、その情報をこちらに掲載させていただきました。資料7は以上になります。

(事務局)

続きまして、資料8に基づき危険な盛土の代執行に係る新制度について御説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

こちらの資料は、国の関係府省連絡会議幹事会の資料です。

国では、総点検で確認された危険な盛土について、行為者による是正措置を基本としつつ、県が行う調査や対策等について、予算措置により支援することとしていますが、先ほど、説明させていただきましたとおり、本県には、対象となる危険な盛土はありません。

また、この制度につきましては、将来発生する危険な盛土の行政代執行は、支援の対象としておりません。

なお、資料の2 ページは、自治体が代執行を行うまでの流れと、国の支援の内容となりますが、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

以上、資料8までの説明をさせていただきました。

資料9に、本日、土砂についても御意見をいただきたい主な点につきまして記載をさせていただきます。

まず、2 番について。土砂の取り扱い状況や関連法令について、今後の検討を進めていく上で、他に確認すべき点があるかどうかということで御意見をいただければと思います。

もう一つ、3 番目でございますが、今後、土砂における課題を整理し、対応策の検討を行っていく上で、特に留意すべき点についても御意見をいただければと考えております。

以上でございます。

(座長)

ありがとうございました。ただ今事務局から土砂に関する部分、特に御意見をお伺いしたい部分の話がありました。

先ほどと同じように会場にいらっしゃる委員の皆様から、まず御意見、御質問をいただいて、ウェブ参加の委員の方にお伺いしたいと思います。

それでは、会場の委員の方で御意見、御質問がありましたら、お伺いいたしますので挙手なりをお願いいたします。いかがでしょうか。

(委員)

資料が膨大すぎて何からお話すればいいのかという気がします。

先ほどから説明があった中で、今まで緩い罰金100万円という話ですが、確か個人と企業に分けて、上限3億円という話で進んでいますよね。

これを聞かれたときに、私はこれで大分状況が良くなるのではという話をしました。

一般的に盛土が崩れる原因というのは、その中にがれきなど沢山放り込んでいるので崩れやすくなる。

単一材料で構成されている盛土は、そこまで危なくはないです。

盛土の総点検で一番重要なのは、排水は大丈夫なのかということです。

通常は、排水不良に着目するということで、排水が悪かったらいずれ崩れる。

熱海はまさに排水不良です。その観点からすると、先ほどの資料の6番で4つに着目して隙間のない規制とか、盛土の安全性の確保ということがありますが、この2番目の盛土の安全性の確保ということが、これは国が作った話なので、この場で文句をいう筋合いのものでもないですが、もし、山梨県で安全の確保に万全を期すならば、工事完了時の完了検査で終わったとしたら、駄目ですね。というのは、排水不良は、いつ目詰まりするかわからないので、規模の大きな盛土に関しては特に、可能な限りモニタリングを重視して欲しいと思います。

先ほどの事例で、2018年にこのような状況になっていますという説明があったかと思いますが、この中にはリニアの残土処理などは入っていないですね。

リニアが入ると、これがどうなるのだろうというふうに思いながら、お聞きしていたので、特に盛土内部での排水処理がキーになるということも一つの指標としてお考えいただいたらいいと思います。

資料9の②番の土砂の取扱い状況、関連法令云々という箇所ですが、これは先ほど最初の私の意見のところで、それぞれの材料がどのような使われ方をしているのか等、きちんと押さえておいていただければいいと思います。

この土砂の取扱い状況、関連法令に関しては、きちんとまとめていただいていますので、それぞれの法律外のところ、先ほどの説明で隙間のない規制というところ。これがすべてだと思います。

それに注意していただければ、問題ないと思います。

とりあえず、今のところは以上です。

(座長)

ありがとうございました。

資料が入り組んでいて誠に申し訳ございません。

他にございますでしょうか。

(委員)

今、説明された特に宅地造成規制法がらみの会議もそうなのでしょうが、今年の7月の熱海土石災害ですが、初めニュースで見た時は違和感がありました。

盛土という表現をしていますが、私のイメージだと捨て土や置き土というような類のもので、本来盛土というのは、構造物の一環であると。

ですから、しっかり技術者が、そこにおいて管理していくものだと思います。

科学的に安全性が確認されるものだというのが、私どもの考えです。

それが捨て土や置き土と一緒になくなってしまって、盛土イコール危険なものだというイメージが日本全国で形成されつつあるということに危惧しております。

そこで、国の方も宅造法の規制を改正して、今、おっしゃっていた2番の盛土の安全性の確保をするということ。

確かにこれは非常に大事であると思います。

先ほどの排水の問題も含めて、施工時における施工管理というもの、転圧等、どのぐらい締まっているかというものを管理しながらやっていかないと安定したものはつくれないと思います。

では、その管理は誰がやるのかということを考えて場合に、やはりある程度資格を持った技術者を現地に配置すべきだと思います。

例えば、国家資格であれば、土木施工管理技士等。こういった資格の方は、当然、知識や現場での実務経験が少なくとも3年以上という縛りがあります。

こういったものを経験して、規模によると思いますが、管理できる技術者を現場に配置してやはり施工段階でしっかりしたものを構築することが非常に大事だと思っております。

それをどのような形で縛るかというのは、いろいろあると思います。

例えば、建設業許可を持っているとか、技術者を必ずそこに登録して配置させる等あると思います。

そういった部分をしっかりやっていけば、先ほどの排水の方の管理にも繋がってくるのではないかと思います。

冒頭言いましたように、盛土というのはしっかり作れば一定以上の安全性を確保できるものだというのを、しっかり認識してもらうためには、そういった対応が必要であると思っております。以上です。

(座長)

ありがとうございました。他に会場の方で、御意見、御質問等ある方はいらっしゃいますでしょうか。

それではウェブで参加されている委員の方から御質問、御意見を伺いたいと思います。

(委員)

大きく2点です。

一つはどのタイミングで強制力を持った措置命令をするか、そして代執行に移行するかという話です。

先ほどいただいた資料の2番の4ページのところで、盛土の総点検によって14箇所是正措置が必要だということで、是正指導によって対応していると聞きました。

是正指導に応じない事業者もいるから条例に基づく措置命令等で対応しているということですが、これをとにかく適時、適切に出すということが大切だと思います。

というのは、去年の熱海の土砂災害は行政指導で済ませようとしていて、不動産会社が

いつまでも対応しないまま、最後の行政指導が2010年くらいで、そのあと10年以上放置してあのような事故が起こってしまったということです。

今、裁判にもなっていますが、もちろん一番悪いのは、盛土をした不動産会社ですが、県や市が訴えられたときに一番問題になるのは、措置命令を出さなければならなかったのに、いつまでも、手をこまねいていたから、あのような事故が起こってしまったということになると、不作為の責任が問われます。

特に、土砂の場合は、理論上、代執行までできるので、指導で業者が従わないのならば、措置命令をせよ。措置命令でも従わないのならば、代執行せよ。

代執行までしていれば、こんな事故は起きなかったじゃないかということの後から裁判所はそういう判断を下す傾向があります。

ましてや、去年の熱海のような事故が起こった後なので、その辺りをかなり厳しく対応されますから、なかなかこのような権限発動は、タイミングが難しいですが留意されるとういことと思います。

措置命令で対応しているという中で、実際に措置命令を出しているのかということと、そして措置命令を出せば、対応しそうな業者かということが気になりました。

2点目は、県と市町村の役割分担です。

これも去年の熱海の土砂災害では、問題となった話であります。

国交省の資料の6番で掲載されている熱海もそうですし、平成21年の東広島市の事案もですが、東広島の場合、宅造法の規制が東広島市の方に下りていた。

条例による事務処理特例で権限が下りていたというのが、問題になっています。

森林法上の権限は、県だが、宅造法の権限は東広島市であった。

熱海の事案についても、静岡県土砂等規制条例で、確か千平米より下は熱海市の権限で、千平米を超えると静岡県の権限となっています。

何が言いたいかというと、新しい宅地造成規制法の改正で宅造法自体は基本、県知事の権限ということにしていて、中核市である甲府市ぐらいしか、市町村で直接の規制権限持っている場合はないのですが、今、言いました条例による事務処理の特例で個別に市町村に権限を下ろしている場合があります。

個別に権限を下ろしている場合、どこで切り分けるかということが大きく問題になります。

例えば、熱海市の事案の場合、千平米未満であれば熱海市で、千平米を超えると県というようになると、一番あり得るのは、今現在の盛土が千平米を超えているか、超えていないかわからないので、市も県もどちらとも手を出さないという状況が、起こりうる。

実際、それで県と市が、静岡県と熱海市でどちらの権限であったのかということが、未だにはっきりしていないところもある。

なので、山梨県さんの方で今後、今現在、県と市の間で役割分担がされているかもしれませんが、今後、役割分担をするときに、どちらの権限になるのかよくわからない時、どのようにするかということをおあらかじめ決めておく必要があると思います。

簡単に言えば、わからない時は、県で市に指導等して、一緒に連携するということが大事です。

土砂災害については、県の権限なのか、市の権限なのかわからないという時に、どちらとも手を出さないというのが、東広島の場合がまさにそうでしたが、熱海の事案もそういった側面がないとは言えないので、ここは非常に強調させていただきます。以上です。

(座長)

ありがとうございました。

他にウェブ参加の委員の方。

(委員)

私の方からは1点だけ。

山梨県の土砂条例について、いただいた資料4の裏、土砂条例についての③がございませ

ず。措置命令について、条例第18条第1項第2号で「土砂の崩壊を防止するため緊急の必要があると認めるときは」となっていますが、第1項の方が、許可を受けた人が違反をして措置命令を受けるということを定めています。

これは緊急の必要があると認めるときに措置命令ができると書いてありますが、2項の方は無許可で土砂の埋め立てをしている人について措置命令をすることができるかと書かれています。

この「緊急の必要があると認めるとき」という文言が少し気になりました。

第2項の方は、そういった文言がないです。単純に無許可で土砂を入れている人に対しては措置命令をすることができますと。第1項の方は、許可を受けた人に対しては、緊急の必要があると認めるときに措置命令が出せませと。

この要件の定め方の違いを意図的にやっているのかどうかということが少し気になりました。

2点目が、この「緊急の必要」が気になりまして、一般的な措置命令の定め方として、緊急の必要まで求めるというのはあまりないのではないかと気がします。

「単に必要があると認める時は」でいいと思いますが、「緊急の」というのは、あえてつけているのかどうか、「緊急の」という要件は即時強制とかかなり重たい命令につけるものというイメージがありますが、普通の措置命令でここまで要件を定めることは、そうないのかなという気がいたしました。

この「緊急の」というこの文言のために実際に措置命令をかけるときに、少し二の足を踏むというようなことがないのかどうか。

文言どおり理解すれば、本当に差し迫った時でない措置命令は出せないというふうにも読めなくもないので。

その点がどうであるか。今すぐ御回答してくださいという趣旨ではないですが。

非常に細かい話ではありますが、この「緊急の」という三文字が気になりました。以上です。

(座長)

ありがとうございました。森林整備課からお願いします。

(事務局)

森林整備課の竹下です。緊急かどうかという話もありましたが、実際、先ほどあった無許可の場合に関してもすでに措置命令を出している案件はあります。

「緊急」に関して、どういう時に緊急にするのかというのは、今ここではっきりは言えないですが、例えば、勾配が急な盛土をしていたとか、明らかに認められないというものに関しては、そこは必要だということで緊急として考えて、対応していると思います。よろしいですか。

(委員)

何か意図があって緊急性というのをつけているのだとすれば、その意図をお聞きしたい

など思ったのですが。

なぜ「必要がある」と認めるときではなくて、あえて「緊急の」という文言をつけたのかということですか。

単純に条例違反をしている人に対しては、措置命令をかけることができるということだと思いますが、あえて緊急性という要件を付け加えているようにも受け取れるので、すべての条例違反に対して措置命令をかけるのではなくて、緊急性という絞りをかける。

ただ、文言通り解釈すれば、本当に事態が切迫してからでないと、措置命令が出せないということにもなりかねない。

そう読めなくもないというところが気になったというところですか。以上です。

(座長)

今の点について、また改めて説明できるようでしたら、説明をさせていただきたいと思っています。

(委員)

措置命令で対応しようとしている業者は、言うこと聞きそうですか。

それとももう措置命令を出しましたか。

(事務局)

森林整備課竹下です。

措置命令の方は、すでに出しているところがあります。どのように直すかという計画書を提出してもらいながら、対応することになりますので、今、対応中で動いている状態があります。

(委員)

ありがとうございました。

(座長)

それでは、ウェブ参加の委員の方でまだ御意見、御質問ございますでしょうか。

(委員)

先ほど委員さんの中から、県と市町村の役割分担というところでお話があったかと思えます。

非常にありがたい御意見であったと思います。

現実的にそういった問題があります。

県条例が三千平米以上で規制がかかるという状況になるのですが、実際、市の案件でも県とどちらで対応するか、どちらが管理監督していくか、このことは机上の話ではなくて、現実問題こういったことが本当にあります。

災害は、熱海の時もそうですが、起こってしまっただけからは、責任の所在ではなくてやはり、災害が起こる前に、いかに適切に対応できるかということの方が、当然大事なので、やはりそういったところの視点も大事にしていかなければいけないなということを感じております。以上です。

(座長)

ありがとうございました。他にありますか。

(委員)

大変細やかに、現状を何も知らない私が読んでも、こういった現状なのかというのがよくわかるような内容だと思って、想像しながら聞いておりました。

細かい専門性の話ではありませんが、大きな目的はやはり、盛土にしても、事故が起こらないという抑止的な考え方だと思います。

なので、まず、そういう業者に対して経済的に不利になるということで罰則の金額を上げるとか、その業者の名前を公表する。

例えば、災害が起こらなくても、勧告をした時点で、地域のそういったものに載せるとか、新聞、雑誌、ニュースで山梨県の場合はきちんと伝える。

山梨県で何かをすると、すごくみんなが騒ぐぞとか。そういったような民度を高めながら、みんなが監視するような風土を作るといような取り組みなど。

違法なことをする方にとっては脅威になって山梨県には捨てにくくなるようなものが働くのかなというのは、細かい法律の話ではないですが、聞いていて思いました。

結局、お金とかいろんなものの計算をしながら、免れるところを狙いながら、楽な方を選んで不法投棄をする。それで人の命が最終的に、もしかしたら事故になってしまうということが、大きな問題ですので、まずはその捨てる人たちに捨てにくいような何か仕組みを、法律ももちろんですし、罰則、金額も本当に1億円とか高い形で課すとか、何かを命令する時には必ず近隣住民、若しくは、県民に非常にアナウンス度を高めていくような雰囲気を作っていくというのも効果的なのかと思いながら聞いていました。以上です。

(座長)

ありがとうございます。

以上で全ての委員さんに、御質問、御意見をお聞きしたわけですが、本当に廃棄物、土砂ともに我々が気が付かない御意見いただきまして本当にありがとうございます。

もっと御意見を聞きたいところですが、お時間の方が参ってしまったので、この辺にしたいと思います。

最後にどうしても発言したいとか、言い忘れたこと、付け加えたいことがありましたら、ここでお聞きしますけれども、ございますでしょうか。

また、次回もよろしくお願ひしたいと思います。

事務局は本日の委員の皆様方の御意見を踏まえまして、次回検討会議に向けまして、早速作業の方に取りかかっていたきたいと思います。

事務局から最後にありますでしょうか。

(事務局)

本日はありがとうございます。次回の検討会議でございますが、日程につきましては改めて調整をさせていただきたいと思ひます。

また、土砂については、先ほど来、説明させていただきました盛土規制法が成立いたしましたして、規制区域の指定、造成を許可する際の基準などについて、今、国が検討を行っているところでありますので、その進捗状況を見ながら検討会議の方の日程を設定させていただきたいと考えております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

(座長)

それでは委員の皆様方には、円滑な議事進行に対しまして大変御協力いただきまして誠

にありがとうございます。

これで議事を全て終了したいと思います。本日は御苦勞様でした。

4 閉 会

(司会)

それでは、以上をもちまして、第2回生活環境保全のための新たな対応策検討会議を終了いたします。

重ねて委員の皆様方には長時間にわたり御協力ありがとうございました。御散会ください。